

議案第 4 号

平成 30 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について

平成 30 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

平成 30 年度 橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度橋本市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,020 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,910,275 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
	2 手 数 料
4 県 支 出 金	
	1 県 補 助 金
6 繰 入 金	
	1 繰 入 金
7 繰 越 金	
	1 繰 越 金
8 諸 収 入	
	1 雑 入
9 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
14,600	△85	14,515
14,600	△85	14,515
573,300	△13,515	559,785
573,285	△13,600	559,685
15	85	100
2,825	△75	2,750
2,825	△75	2,750
944,916	△261,791	683,125
944,915	△261,791	683,124
1	3,316	3,317
1	3,316	3,317
1,252	38,130	39,382
1,252	38,130	39,382
359,900	200,000	559,900
359,900	200,000	559,900
1,944,295	△34,020	1,910,275

歲 出

款		項	
1 下 水 道 事 業 費			
		1 下	水 道 費
2 公 債 費			
		1 公	債 費
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
996,399	△32,938	963,461
996,399	△32,938	963,461
946,896	△1,082	945,814
946,896	△1,082	945,814
1,944,295	△34,020	1,910,275

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
北部中継ポンプ場施設保守点検委託	平成30年度～平成31年度	6,040千円
マンホールポンプ保守点検委託	平成30年度～平成31年度	8,558千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 359,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 559,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮もし しくは繰上償還又は低利に借換え ることができる。